

愛媛県立宇和島南中等教育学校

いじめ防止基本方針



平成26年4月 制定

平成29年12月 改定

目 次

1	学校いじめ防止基本方針	1
2	いじめの定義と理解	2
3	いじめの指導体制・組織的対処	3
4	いじめの防止等に関する措置	4
5	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	11
	ネットいじめへの対応	12
	チェックリスト1	13
	チェックリスト2	15

*平成26年4月制定

*平成29年12月改定

*平成31年4月語句等修正

*令和2年4月語句等修正

*令和3年4月語句等修正

*令和4年4月語句等修正

*令和5年4月語句等修正

*令和6年4月語句等修正

*令和7年4月語句等修正

学校いじめ防止基本方針

愛媛県立宇和島南中等教育学校

1 学校いじめ防止基本方針

愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、本校の学校いじめ防止基本方針を以下のとおり定める。

いじめが、「いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」（「いじめ防止対策推進法 第1条」）ことに鑑み、いじめ問題が学校における重要な人権課題であるという基本認識に立ち、生徒等の生命及び尊厳を保持するため、①いじめの防止、②早期発見、③いじめに対する措置、④いじめが起こらない環境づくり等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(1) 本校が目指す生徒像

ア 校訓「自主 自律 健康」

イ 教育方針「心を磨き、今こそ輝こう」“宇南中等PRIDE”

ウ 重点努力目標「個性を尊重する教育の推進」

～思いやりと進取の精神を身に付けた南中生の育成を目指して～

エ 目指す取組

- ・一人一人の個性や能力を最大限に伸ばし、希望する進路実現を目指します。
- ・進んで学ぶ意欲を高め、心身の調和のとれた生徒の育成を目指します。
- ・安全・安心な教育環境を整備します。
- ・豊かな創造性と、高いコミュニケーション能力を持つ国際的人材を育てます。
- ・地域、保護者に開かれた活力あふれる学校を目指します。

オ いじめ防止の視点から

(ア) 自主

自ら学び、探究する心を持ち、科学的・合理的な思考力と、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する。

(イ) 自律

自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育成する。

(ウ) 健康

自他の命や体を大切にする感性と、自分が本来持っている能力を最大限に発揮することができる実践力を育成する。

2 いじめの定義と理解

(1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条より)

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が、心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいる場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応をとる。

ア 具体的ないじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

イ いじめの理解

仲間はずれ・無視・陰口、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害や加害を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。いじめが長期化・深刻化する前に、いじめを早期に発見し、適切に対処することが重要である。また、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

(2) いじめ防止等に関する本校の基本的な考え方

ア 「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という認識

いじめは、どの子にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、仲間はずれ・無視・陰口、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害や加害を経験しているという現実がある。いじめは、人間関係の中で発生し、周囲を含めた人間関係の中で変化する。

イ 「いかなる事由もいじめを正当化する理由にはならない」という認識

「いじめはよくないが、いじめられる側にも問題がある」という周囲の考え方が、いじめを容認したり助長したりする雰囲気を形成している大きな原因となっている。また、いじめの加害者が自らの行為を正当化したり、いじめの被害者を孤立させる要因ともなっている。たとえ、いじめの被害者に生活課題があるとしても、それを理由にいじめを正当化することはできない。

ウ 「いじめ問題は、学校における重要な人権課題である」という認識

いじめは、人間関係の中で生じ、特定の生徒が集団から排除され孤立する過程において、心理的・物理的あるいは経済的に追い詰められていく。いじめが、「いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」という観点において、いじめは学校における重要な人権課題である。

エ 「いじめの未然防止及び重大事態への対処は、学校・教職員の重要課題である」という認識

上記ア～ウの認識に立ち、生徒等の生命及び尊厳を保持するため、①いじめの防止、②早期発見、③いじめに対する措置、④いじめが起こらない環境づくり等のための対策を総合的かつ効果的に推進することは、本校教職員全員が取り組むべき重要課題である。

3 いじめの指導体制・組織的対処

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早急に発見するための日常の指導を、人権教育相談課が主管となり実施する。

(2) 緊急時の組織的対処

「いじめ問題等に関する生活指導委員会」（生徒課が主管）により、いじめの解決に向けた組織的な取組を行う。

ア 「いじめ問題等対策委員会」(重大事態発生時のいじめ対策本部)

(ア) 構成員

- ・ 校長、教頭、教務課長、前期教務課長、生徒課長・前期生徒課長
保健環境課長、人権教育相談課長、相談課長、学年主任（3～6年）
人権教育相談課いじめ予防担当者、生徒課員
- ・ 特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該クラスの担任
部活動顧問（いじめが部活動内で起こった場合）
- ・ 外部有識者

(イ) 職務

校内にいじめ防止等の中核となる組織として、以下の職務を担うものとする。

(a) 学校いじめ防止基本方針等の作成・検証・修正

学校いじめ防止基本法の作成・検証・修正

(b) いじめ防止等に関する職務

年間指導計画の作成・検証・修正
校内研修会の企画・立案

(c) いじめの早期発見

いじめの相談・通報の窓口としての役割を担うとともに、アンケート等を通していじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。また、共有された情報を基にいじめであるかどうかの判断を行う。

※ 年に1回、有識者を交えての「いじめ問題等対策委員会」を実施する。

(d) いじめに対する組織的対応

いじめの疑いに係る情報があった時には「いじめ問題等に関する生活指導委員会」に報告、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者・地域の関係諸機関との連携といった対応を組織的に行う。

(e) 重大事態への対応(いじめ対策本部として)

「いじめ問題等対策委員会」が重大事態と判断した場合、速やかに県教育委員会に報告を行うとともに、「いじめ対策本部」として、いじめ収束に向けて校内の中核的役割を果たす。**緊急職員会議を召集し、全教職員の意識統一と指導方針等の確認を行い、全教職員で取り組む態勢を整える。**

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱うべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ いじめ事案に係る情報をいじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者と共有するための措置などを行う。

4 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの予防(日常の指導)

いじめの未然防止の基本は、全ての生徒が安心して安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できる学校づくりを進めていくことである。いじめは人間関係の中で起こり、周囲との関係において変容する。いじめは、被害者や加害者だけの問題ではなく、全ての生徒に関わる重要な生活課題であるとの認識に立ち、全員を対象に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに、生徒一人一人が認められ大切にされていることを実感でき、いじめが起こらない学校風土を培うことが重要である。そこで、以下の4つの観点から日常の教育活動・学習活動の見直しと改善を図る。

ア 人権を尊重する主体性を育てる

生徒一人一人の豊かな人間性や社会性を育てるために、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- ・生徒一人一人が達成感や有用感を実感し、自尊感情を涵養する教育を実践する。
- ・言語活動を重視し、相手を尊重しながら自分の考えや意見を述べたり、他者の意見を受けとめたりすることができる技能を養う。
- ・一人一人の多様性を尊重し、様々な課題に積極的に関わっていかうとする姿勢や態度を養う。

イ 生徒たちが本来持っている能力を最大限に伸ばす

様々な課題を有する生徒たちの教育を保障するという観点からも、本校生徒がいじめや不登校などを理由に、学習機会が奪われることがあってはならない。生徒自らが集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、個々の生徒がいたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、励ましの響き合う学校風土をつくる。また、全ての生徒の教育を受ける権利を保障する観点からも、障がいをはじめ様々な課題を有する生徒への合理的な配慮と適切な教育支援を行う。

- ・多様な評価尺度をもち、様々な教育活動の中で一人一人の生徒の良さを見つけ、本来持っている力を引き出すよう努める。
- ・授業等を通して、各教科の指導目標のもと、基礎的・基本的事項の指導を徹底し、進路希望の実現のために学力を高める指導を行うとともに、生徒の個性を生かし、自ら学ぶ態度の育成に努める。

ウ 人間の生命と尊厳について理解を深める

互いを尊重する学校風土を日常生活に根付かせ、いじめを未然に防止するために、多様な価値観や異なる文化を互いに認め合い、共に生きることを考えさせる教育活動を実践する。また、あらゆる学習機会を通して「いじめは決して許されない」という実践的態度の育成を図る。また、特別活動等を通して、愛媛県教育委員会や地域との連携を図りつつ、生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動を積極的に支援する。

(ア) いじめの未然防止に資する教職員研修を計画的・定期的を実施し、教職員の資質の向上と生徒理解を図る

- ・人権・同和教育教職員研修（4月、5月、8月、11月、2月）
- ・教育相談、特別支援教育（4月、9月、3月）

(イ) 「人間の生命と尊厳」の尊重を基調とした教育を実践する

- ・各教科の年間指導目標、内容、評価にいじめ防止に資する内容や観点を適切に取り込む。
- ・人権・同和教育学級活動、ホームルーム活動（年4回）を充実させる。
- ・情報教育等を通じて情報モラル教育の充実を図る。

(ウ) いじめの防止に資する生徒の自主的活動を積極的に支援する

- ・総合的な学習の時間、総合的な探究の時間
- ・生徒会活動、委員会活動（あいさつ運動、研修会参加 等）
- ・ボランティア活動（生徒会・家庭クラブ 等）

(I) 啓発活動

- ・講演会（生徒課・保健環境課等が連携し実施）
- ・人権集会（人権教育相談課が実施）
- ・「人権だより」「保健だより」等の発行

エ 自他の人権が大切にされた環境で学ぶ

学校が、全ての生徒にとって安全で安心できる場となるよう、一人一人の生徒が、かけがえのない存在として、互いの良さを認め合い、個性を伸ばすことができる環境づくりに努める。そのためにも、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、生徒が自らの大切さが認められていることを実感できるような環境づくりに努める。

- ・教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・普段の声かけや個人面談、教育相談等を通して教職員と生徒間の信頼関係を構築する。
- ・生徒一人一人の個性や能力・適性を尊重し、違いを排除するのではなく、違いを豊かさにとらえることのできる感性を培う。
- ・ホームルームや部活動等における望ましい人間関係づくり（仲間づくり）を行う。

オ 重大事態対応に関する平時からの備えの徹底

いじめ問題等対策委員会を中心とした対応や関係部局・職能団体等との連携対策構築のため、国で作成したチェックリストを活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて、適切に実施できているか点検を実施する。

(2) いじめの早期発見と初期対応

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。教職員は、保護者や地域と連携しながら、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つよう努める。チェックリスト<別紙1・2>

そのために、教育相談・特別支援教育をより日常化させるとともに、生徒や保護者等からの訴えを、個人や学年などが抱え込まず「組織」で情報の共有と共通認識の形成を図る必要がある。

ア いじめ等に関する相談・調査

生徒・保護者にとって信頼できる教職員が最初の相談相手となる。いじめの相談あるいは通報を受けた教職員は、当該生徒・保護者との信頼関係を大切にしつつ、一人で問題を抱えることなく、当該生徒・保護者の承認を得て、速やかに組織的に対応する。相談窓口としては、以下の相手が考えられる。

(ア) 担任・学年、生徒課

- ・担任、学年主任による面談

始業式の一週間は短縮授業の特別時間割を組み、面接週間を設け、各学級担任と副担任が協力して生徒との人間関係の構築と生徒の実態把握に努める。

- ・家庭訪問

中間審査中（5月）に希望者に対して家庭訪問期間を設け、生徒の状況把握（学習面・生活面）を行うと共に、家庭との連携を図るための信頼関係の構築に努める。実施後は、実施報告書を学年主任、生徒課へ提出し、実態把握と必要な情報の共有を行う。また、必要に応じて適宜実施する。

- ・「南窓」の活用

生徒が毎日学級担任に提出する「南窓」を活用し、生徒が日記として日々の出来事や教師への相談事などを綴り、担任との信頼関係を築くとともに、担任が生徒の心の変化やトラブルを早期発見したり、生徒が担任に相談する場として活用する。

(イ) 保健環境課

- ・養護教諭

保健室を利用する生徒の健康状態をチェックするとともに、生徒の様子に目を配り、対話の中でいつもと違うと感じたときは、生徒に寄り添いながら悩みを聞くよう心がける。気になる生徒に対しては、継続して見守り、声かけなどを行い生徒が心の内を話してみようと思えるように支援する。

(ウ) (a) 中等教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育業務支援員

「教育相談室」において、生徒の居場所を提供しながら、生徒の相談を受け入れる体制を整備する。また、教員の生徒対応の相談も可能。

(b) 特別支援教育コーディネーター

- ・担任や学年などから独立し、生徒や保護者が教育相談や特別支援の相談をする窓口としての役割を担う。
- ・障がいがある生徒を含む特別な支援が必要だと思われる生徒に対し、適切な支援方法を考え、推進するための調整を行う。

(エ) 人権教育相談課

「学校生活をよりよくするためのアンケート」「ジブンミカタプログラム」（前期生対象）の実施

年2回、7月と1月に「学校生活をよりよくするためのアンケート」を実施し、いじめや体罰の相談や通報の機会とするとともに、いじめや体罰の予防的役割を担う。また前期生対象に、毎月「月末アンケート」を実施し、いじめ等の未然防止に努める。

イ 情報の共有

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員（担任や学年等）で抱え込まず、「いじめ問題等に関する生活指導委員会」に速やかに報告し、委員会を中心として全教職員の共通理解の下、組織的に対応する。その際、校内の「いじめ問題等の報告」入力システムを利用し、担任または部活動顧問等がいじめに関する内容を記録し、全教職員が把握できるようにする。「いじめ問題等に関する生活指導委員会」は、いじめ等に関する情報を、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

(3) いじめに対する措置

いじめが疑われる案件については、被害生徒や通報した生徒の安全確保を第一としつつ、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。その際は、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解の下、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関・専門機関との連携を図る。なお、学校が重大事態と判断した場合、速やかに県教育委員会に報告を行い、その指示に従い適切に対処する。

ア 生徒への対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対処をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携して対処する。

(ア) いじめられている生徒への対処

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・「誰も助けてくれない」という無力感を取り払う。
- ・いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝える。
- ・大人の思い込みで子供の心情を勝手に受け止めない。
- ・「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくる。
- ・今後の対策について、共に考える。

(イ) いじめている生徒への対処

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。

イ 関係集団への対処

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・傍観者集団をなくす。
- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

ウ 保護者への対処

(ア) いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞き、その心情に寄り添う体制作りをする。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。

(イ) いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

エ 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もあるため、関係機関と連携することで、一体的な対処をする。

(ア) 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対処方法
- ・関係機関と調整

(イ) 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合
- ・スクールサポーターによる支援

(ウ) 福祉関係(児童相談所等)との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

(エ) 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

(4) 重大事態への対処

学校が重大事態と判断した場合、速やかに県教育委員会に報告を行い、その指示に従い適切に対処する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

ア 重大事態の意味について

(ア) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(イ) 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要。

イ 重大事態時の報告

学校長は、重大事態が発生した場合、速やかに県教育委員会へ報告を行い、県教育委員会は速やかに知事へ事態発生について報告する。

重大事態か否かの判断については、児童生徒や保護者からの申し立てを真摯に受け止めたうえで、国が示すガイドラインを参考とする。

ウ 調査の実施

学校（いじめ対策本部）は、いじめの事実関係を明確にするために、いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合、当該生徒や保護者から十分に聞き取るとともに、教職員（学級・学年・部活動関係等）、関係する生徒から質問紙調査や聞き取り調査を行い、

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか
- ・学校・教職員がどのように対応したか

などに関する客観的な事実関係を、速やかにかつ可能な限り網羅的に明確にする。生徒質問紙調査を実施するにあたっては、調査によって得られたアンケートが、回答した生徒のプライバシー保護に配慮した上で、いじめられた生徒又はその保護者に提供する可能性があることを説明する。

調査を実施する際は、事実をしっかり向き合う姿勢を重視し、アドバイザー等専門家からの調査結果を重んじ、主体的に再発防止に努める。

エ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

学校は、県教育委員会の指導及び支援の下、適時・適切な方法で、調査により明らかになった上記の事実関係を、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

(イ) 調査結果の報告

学校長は、調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。

なお、上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又は保護者は保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に報告する。

(ウ) 知事による再調査及び措置

知事が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該事態と同種の事態の発生の防止のために必要であると判断した場合は、再調査委員会による「調査結果の調査（再調査）」を受ける。

5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本基本方針の策定から3年の経過を目安として、法の施行状況や国の基本方針の変更等により、県の基本方針の見直しがなされた場合は、その指示に従って基本方針の見直し・改訂を行う。

※ ネットいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

イ ネットいじめの予防

(ア) 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

(イ) 情報教育の充実

- ・「教科情報」における情報モラル教育の充実
- ・学級・ホームルーム活動
- ・外部講師を招いてのネット社会についての講話

(ウ) ネットいじめの早期発見、予防

ウ ネットいじめへの対応

(ア) ネットいじめの把握

- ・アンケート調査
- ・被害者からの訴え
- ・当該保護者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・担任による発見

(イ) 不当な書き込みへの対処

- ・状況確認
- ・状況の記録
- ・管理者へ連絡・削除依頼
- ・いじめへの対応
- ・警察への相談

<チェックリスト①>

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で、また多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝の会・ SHR	自分からあいさつをしない、他の生徒からの言葉がけもほとんど見られない。 元気がなく、表情もさえず、体調不良を訴える。 急に遅刻・欠席するようになる。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 提出物を忘れて、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	体調不良を訴え、トイレや保健室に行くようになる。 発言すると周囲の生徒の冷やかす言動やジェスチャー、雰囲気がある。 失敗するとこの時とばかり嘲笑されることがある。 教科書やノートに落書き・汚れ・破られた跡がある。 学習意欲が感じられず、成績も下がり出している。 課題（宿題）などの忘れ物が多くなる。 ふざけ半分ともとれる雰囲気で、係や委員に選ばれる。 グループ活動で、一人だけはずれている。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 突然個人名が出される。 ※一人だけ授業に遅れてくることがある。 ※授業中、ふざけた質問をするなど、不真面目な態度が気になる。 ※未完成の作品や白紙でテストを出している。
休憩時	用もないのに保健室によく来る。 他の生徒といる時に、おどおどした様子が感じられる。 ふざけていてケガをしたと言って、保健室で処置している。 他の生徒との遊びやふざけの中で、笑われる、命令される、嫌な役をしている。 ひどいあだ名で呼ばれている。 用のない場所にいることが多い。 ふざけあっているが表情がさえない。 衣服が汚れている。 ※他の生徒の物をよく運んでいる。お使いをしている。

昼食時	<p>いつも一人で弁当を食べている。</p> <p>昼食を教室の自分の席で食べない。</p> <p>弁当にいたずらをされたり、誰かに食べられたことがある。</p> <p>他の班員と机を少し離して給食を食べている。</p> <p>給食の食べ物にいたずらされる。（盛り付け、配膳等で他の生徒と差をつける）</p> <p>※ジャンケンに負けたからと、他の生徒のパンや飲み物を買っている。</p>
清掃時	<p>暗い表情で、一人離れて掃除をしている。</p> <p>清掃後、服が水浸しになることがある。</p> <p>※広い範囲を一人で掃除していたり、片付けを一人でしていたりする。</p>
放課後等	<p>暗い表情で、慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。持ち物が無くなったり、持ち物にいたずらされたりする。</p> <p>一人で部活動の準備、片づけをしている。</p>
その他	<p>急にアルバイトを始める。アルバイトを増やしている。</p> <p>部活動を休み始めたり、やめたいと言い出したりする。</p> <p>衣服に靴跡が見られた。汚れていることがある。</p> <p>持ち物や体育館シューズ、カサ等がなくなる。隠されることがある。</p> <p>カッターナイフなどを持ち歩いている。</p> <p>友人間で金銭の貸し借りをしている。</p> <p>友達に「死にたい」「学校へ来たくない」と漏らしている。</p> <p>※先生から注意を受ける異装で登校する。髪を染めたり異なる形にしたりする。</p> <p>※大金を持っている。高価な物を学校に持って来たことがある。</p> <p>※校則違反や万引で捕まる。</p> <p>※放課後、用もないのに、学校内に残っている。</p> <p>※印・・・無理にやらされている可能性のあるもの</p>

○もしかしてと思ったら…

- ・良き相談相手になり、気持ちを受け入れる。
 - ・様子がおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしない。
 - ・何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝える。
 - ・いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝える。
 - ・次のようなことは言わないようにする。
- 「無視しなさい」「たいしたことではない」「あなたにも悪いところがある」
- 「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気づいたら、積極的に生徒のなかに入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を使っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。 言葉遣いが荒くなる。人の言うことを聞かない。人のことをばかにする。

<チェックリスト②>

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
<朝>（登校前） 朝、起きてこない。布団からなかなか出てこない。 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。 遅刻や早退が増えた。 食欲がなくなったり、黙って食べたりするようになる。

<夕> (下校後)

学校や友人のことを話さなくなる。

友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。

電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。

受信したメールをこそこそ見たり、メールの着信音や電話におびえたりする。

不審な電話やメールがあつたりする。

親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

遊ぶ友達が急に変わる。

遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。

部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。

学習時間が減る。集中力がない。成績が下がる。

自転車がよくパンクする。

家庭の品物、金銭がなくなったり、大きな額の金銭を欲しがったりする。

理由のはっきりしない衣服の汚れがある。

<夜> (就寝前)

表情が暗く、家族との会話も少なくなった。

ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。

学校や友達の話が減った。

自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。

パソコンやスマホをいつも気にしている。

理由をはっきり言わないあざ、打撲、擦り傷、傷跡がある。

<夜間> (就寝後)

寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。

学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れたりしている。

教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、破られたりしている。